平成２７年（フ）第４５１号
大分市三佐３丁目３番２号（セジュール三佐103）
債務者　森　　義孝
1　決定年月日時　平成28年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１０号
大分県別府市大字浜脇1163番地
債務者　門田　達郎
1　決定年月日時　平成28年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第８号
鹿児島県霧島市国分野口西27番11号　シャルマンハイツ203号
債務者　鬼塚　由佳
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第４号
石川県能美市泉台町南174番地
債務者　河上　和夫
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第５号
石川県能美市泉台町南174番地
債務者　山田　和子
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第９１５号
名古屋市天白区梅が丘２丁目104番地　カイザーハウス108、従前の住所名古屋市守山区小幡１丁目２番16号　グランドソレイユ102号
債務者　坂川　　健
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７９１号
愛知県小牧市春日寺３丁目217番地
債務者　福嶋　崇之
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３２号
徳島県阿南市津乃峰町西分79番地　津乃峰園111号室、前住所徳島県阿南市羽ノ浦町春日野１番地81
債務者　白川　美江
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２８年（フ）第１号
徳島県阿南市長生町露木３、住民票上の住所徳島県阿南市桑野町中野128番地６
債務者　山田　大介
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２８年（フ）第１号
高知県四万十市西土佐大宮161番地１
債務者　岡村　浩明
1　決定年月日時　平成28年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２８年（フ）第２号
高知県四万十市具同8688番地50
債務者　小田中真央
1　決定年月日時　平成28年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２８年（フ）第１８号
熊本県上益城郡嘉島町大字上島2781番地５
債務者　高濱　　秀
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４号
青森県弘前市大字浜の町西３丁目７番地20
債務者　加福真由美
1　決定年月日時　平成28年２月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第６７４号
熊本市東区沼山津４丁目６番30号　小楠レジデンス302号
債務者　清永　光代
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２０号
熊本市北区高平２丁目19番18号　サンシャイン高平201号
債務者　小畑正二郎
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１３１４号
名古屋市熱田区桜田町15番８－402号　桜田団地
債務者　服部　典代
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５２３号
名古屋市東区東大曽根町16番11号
債務者　伊藤さゆり
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１９号
山口県防府市大字大崎1782番地の２
債務者　高橋　孝通
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係